

空中散布目的の無人航空機の飛行に係る
ドローン情報基盤システム（DIPS2.0）での飛行計画の通報方法について

農薬等の空中散布の際の「ドローン情報基盤システム（DIPS2.0）」での飛行計画の通報方法について、以下のとおりとします。

☞ 許可・承認申請の内容が以下①～④のすべてを満たしている場合は、空中散布を行う圃場毎ではなく、円または多角形での飛行計画の通報を行うことができる。

- ① 「飛行の目的」が「農林水産業」となっていること
- ② 「空港等周辺における飛行」「緊急用務空域における飛行」「地表又は水面から 150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から 30m以内の空域を除く。）における飛行」「人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行」「夜間における目視外飛行」「補助者を配置しない目視外飛行」「催し場所の上空の飛行」のいずれにも該当しないこと（※「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」、注 4 参照）
- ③ 「飛行の経路（飛行の場所）」が「農薬散布を行う圃場等」となっていること
- ④ 「申請事項及び理由」の「法第 132 条の 86 第 2 項各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由」が「空中からの農薬、肥料、種子若しくは融雪剤等の散布」に限られていること

☞ DIPS2.0 への登録方法は操作マニュアルをご確認下さい。

[ドローン情報基盤システム \(mlit.go.jp\)](https://www.mlit.go.jp/dips20/)

< <https://www.uafpi.dips.mlit.go.jp/contents/fpl/manual.html> >

上記条件を満たしている場合には、空中散布を行う圃場毎に配置する補助者の延べ人数を纏めて登録することで、1日単位ですべての飛行予定エリアをカバーするように作画可能です。
※補助者の延べ人数に応じて、広範囲での飛行計画が登録可能となります。

立入管理措置を講じますか
 立入管理区画の設定
 立入管理区画の設定 (レベル3飛行)
 立入禁止区画の設定
係留飛行を行いますか
 はい いいえ
補助者人数 0 人
出発地
目的地
最大飛行時間 0 時間 00 分
カテゴリー
キャンセル 登録